

特別養護老人ホーム

葵の園・新潟内野

入所指針

令和4年6月

1. 目的

この指針は、新潟市特別養護老人ホーム入所指針に基づき、葵の園・新潟内野（以下、施設）の社会的役割を考慮した、入所の必要性が高い申込者の優先的・緊急的な入所が出来ることを目的とするため作成したものである。

2.入所対象者

(1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者

② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3.入所の申込み

(1) 入所申込み

入所の申込みは、当施設の定める「入所申込書」および「介護支援専門員意見書」を添えることにより書面にて受付とする。更新の場合も同様とする。

(2) 施設の説明

施設は、入所の申込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じるものとする。

(3) 受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した後、受付簿にその内容を記載して管理する。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(4) 入所申込みの内容変更の届出

申込者は、要介護度等本人の状況の変更、住所、電話番号、主たる介護者及び家族等の状況、又は担当する居宅介護支援事業所に変更があった場合は、施設に報告するものとする。

(5) 入所申込みの有効期限

入所申込みの日から起算して3年を経過した日までとする。有効期間到達後、申込者が引き続き入所申込みを希望する場合には、(1)に掲げる規定により入所申込みの更新申請を行うこととする。

有効期間到達後、3ヶ月を経過して、なお更新申請がない場合は、当該申請を取り下げたものとみなすこととする。

(6) 施設は、施設から申込者へ連絡が取れない状況となった場合は、その旨を記録した上で、有効期間内であっても、受付簿から削除することができるものとする。

(7) 要介護1又は要介護2の方からの入所申込み

① 施設は、要介護1又は要介護2の認定を受けている入所申込者に対して、特例入所の内容について丁寧に説明し、申込者側に特例入所要件への該当に関する申込者側の考えを申込書等に記載してもらうこと。

② 施設において、申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととし、要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みは原則として取り扱わない。

③ 施設は、特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うものとする。

4.受付簿の適正管理

施設は入所申込を受付後、申込者等からの要介護度の変更・介護・生活状況等に変化について連絡を受けた場合、その内容を記録し適切な入所順位かどうか再評価するものとする。

また概ね1年を周期に現状の確認を行い、入所順位の適正管理を行うものとする。

入所希望者から入所申込の取下げがあった場合、及び入所希望者が入所対象者でなくなった場合、入所待機者名簿から削除する。

5.入所検討委員会の設置

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会を設置するものとする。

入所検討委員会の設置・運営は以下の要領で行う。

=委員構成=

入所検討委員会は施設長、生活相談員、看護師、介護職員、栄養士、介護支援専門員で構成する。

入所検討委員会は、必要に応じて施設職員以外の者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決委員等）を加えることが出来る。

=開催=

入所検討委員会は、以下の内容で開催する。

入所検討委員会は、概ね月1回以上開催する。

また、適時施設長が必要と判断したときは、臨時的に開催するものとする。

=所掌事務=

入所検討委員会は、介護の必要の程度、家族の状況、その他の事項を調査し、調査票を作成したうえで、入所の必要性を評価し、これに基づいて入所の決定を行う。

入所決定は居室の特性にあわせ、ユニット型個室・従来型居室毎に決定を行う。

施設は特例入所対象者を委員会の合議に付す場合は、必要に応じて保険者に意見を求めることとする。

=議事録作成=

入所検討委員会は、開催の内容を議事録として作成し、これを5年間保存するものとする。

施設は、保険者等から求めがあったときは、個人情報保護規程に抵触しない範囲で、この記録を提出

する。

6. 守秘義務

施設の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

7. 説明責任

施設は入所申込を受付時、入所申込者に対して入所指針の説明を行う。

また、入所判定等についての説明責任者や窓口を以下のように定める。

説明責任者 = 生活相談員

受付窓口 = 事務所

入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行うものとする。

8. 入所順位の評価基準

(1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、新潟市の別紙「標準入所申込者評価基準」に基づいた、評価基準（以下「基準」という。）によるものとする。

(2) 委員会は、入所申込者の状況を調査等のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付けるものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

9. 特別な理由による入所決定

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議によらず施設の判断により入所を決定することができる。ただしこの場合、入所決定後、最初に開催する委員会においてその経過を報告し、議事録に記載する。

(1) 市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合。

(2) 災害や事件・事故、虐待等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所判定委員会を招集する余裕がない場合。

(3) 在宅復帰又は長期入院した者について、再入所が必要と認められる場合。

(4) その他、特段の緊急性が認められる場合、及び特段の事情を勘案しての施設長判断。

10.入所辞退者の取扱い

入所検討委員会において入所を決定したにも係わらず、特段の理由なく入所希望者の都合により辞退した場合は、入所順位を繰り下げることがある。

再度にわたり入所を辞退した場合は、入所希望者の意思に係わらず、入所申込名簿から削除することができる。ただし、入所希望者の入院等やむを得ない理由により、一時的に入所を延期する場合は、順位を保留するものとする。

入所保留の有効期間は6ヶ月とし、特段の理由がない限りこれを超えることはない。

11.その他

- (1) 施設は、この指針を踏まえ、地域の実情等を勘案して、適正に入所決定を行うものとする。
- (2) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。
- (3) 入所基準等は、公表することとする。
- (4) 市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な指導を行う。
- (5) 本指針を改正する必要が生じた場合は、所要の見直しを行う。

12. 適用時期

この指針は、平成25年11月01日から適用する。…新規作成

この指針は、平成29年08月01日から適用する。…入所判定基準（透析要件等）一部変更

この指針は、平成30年11月01日から適用する。…一部修正。辞退時を厳格化。

この指針は、令和02年07月01日から適用する。…一部修正。透析要件削除。

この指針は、令和04年06月01日から適用する。…一部修正。入所申込みの有効期間追加。

別表 入所申込者評価基準

1 介護の必要の程度（最高点44点）

(1) 要介護3から要介護5の入所申込者

評価項目		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	5	44点	42点	40点	37点
	4	40	37	34	32
	3	35	32	29	26

(2) 特例入所対象者（要介護1又は要介護2の方）

評価項目		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	2	31	27	24	20
	1	26	22	18	15

2 在宅サービスの利用度（最高点20点）

評価項目	20点	16点	12点	8点
在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満

3 主たる介護者・家族等の状況（最高点36点）

評価項目（複数による加点方式）	6点	4点	2点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上	60歳未満	—
②介護者の障がい・疾病	介護は困難	多少は介護	介護は可能	なし
③介護者の就労	8時間以上 高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満	なし
④介護者が育児・家族が病気	常時の育児看病	半日育児看病	臨時育児看病	なし
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑥別居血縁者の介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—

※1 ひとり暮らしの高齢者は、上記にかかわらず①から⑤までを計30点とする。

2 高齢者のみの世帯は、④について6点とする。

3 家族等による深刻な虐待が疑われる場合は、上記にかかわらず①から⑤までを30点とする。

【評価基準算定に当たっての留意事項】

1 「認知症等による不適応行動」

認知症や知的障がい・精神障がい等により、認定調査における行動に関連する項目において

- ・夜間不眠や昼夜が逆転している。
- ・1人で外に出たがり目が離せない。
- ・火の始末や火元の管理ができない。
- ・ろう便行為等の不潔行為がある。
- ・異食行為がある。

に関する項目で「ある」または「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」…………… 毎日ある場合

「やや多い」…………… 週に1～2回以上ある場合

「少しあり」…………… 月に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等

3 「②介護者の障がい・疾病」

「介護は困難」…………… 介護者が障がいや疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」…………… 介護者が障がいや疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」…………… 介護者に障がいや疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

4 「⑤他の同居介護補助者」

「随時あり」…………… 週1～3日程度

「常時あり」…………… 週4日程度以上

を目安として判断する。なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5 「⑥別居血縁者の介護協力」

「随時あり」…………… 週1～3日程度

「常時あり」…………… 週4日程度以上

を目安として判断する。

注1) 現在入所申込みをしており、1年以内の入所を希望している者のみに適用。

各勘案項目ごとの点数は「点数配分」欄の点数を限度とする。

項目内容における点数は基準であり、それぞれの実情に応じて加点・減点できるものとする。